

山梨県公報

号外第十二号

平成二十九年

三月十四日

火曜日

目次

規則

- 山梨県表彰規則の一部を改正する規則……………一
○山梨県都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則……………一
○山梨県自然環境保全条例施行規則等の一部を改正する規則……………二
○山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………二

規則

山梨県規則第三号

山梨県表彰規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月十四日

山梨県知事 後藤 齋

山梨県表彰規則の一部を改正する規則

山梨県表彰規則(昭和二十七年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第八条中「必要」を「必要」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「県公報をもつて」を「県公報に掲載して」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「十月一日に行なう」を「十一月二十日に行う」に、「この」に改め、同条を第七条とする。

第五条第一項を次のように改め、同条を第六条とする。

表彰は、表彰状を授与してこれを行うほか、金品を併せて授与することができる。

第四条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第五条とする。

第三条の見出しを「推薦」に改め、同条第一項中「前条各号の一」を「第二条各号のいずれか」に、「もの」を「者」に、「具申」を「推薦」に改め、同条第二項中「具申」を「推薦」に、「毎年八月一日」を「別に定める日」に改め、同項ただし書を削り、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(欠格事項)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、表彰を行わない。

- 一 罰金以上の刑に処せられた者(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十五号)の規定により罰金刑に処せられた者及び刑の言渡しの効力が失われた者を除く。)
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 その他表彰することが適当でないものとして知事が別に定めるもの

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県規則第四号

山梨県都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月十四日

山梨県知事 後藤 齋

山梨県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

(山梨県都市公園条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県都市公園条例施行規則(昭和三十九年山梨県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第十六条第三項」を「第十六条第四項」に改める。

(山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第二条 山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例施行規則(昭和四十六年山梨県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十四条第一項各号」を「第十五条第一項各号」に改め、同条第二項中「第十四条第一項後段」を「第十五条第一項後段」に改める。

第二号様式中「第14条第1項の」を「第15条第1項の」及び「第14条第1項第1号」を「第15条第1項第1号」に、「および」を「及び」に改める。

(山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第三条 山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例施行規則(昭和五十四年山梨県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十七条第一項各号」を「第十八条第一項各号」に改め、同条第二項中「第十七条第一項後段」を「第十八条第一項後段」に改める。

第二号様式中「第17条第1項の」を「第18条第1項の」に、「第17条第1項第1号」を「第18条第1項第1号」に改める。

(山梨県立まきば公園設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第四条 山梨県立まきば公園設置及び管理条例施行規則(平成六年山梨県規則第三十号)

の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十一条第一項各号」を「第十二条第一項各号」に改める。

第二号様式中「第11条第1項の」を「第12条第1項の」に、「第11条第1項第2号」を「第12条第1項第2号」に改める。

(山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第五条 山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例施行規則(平成六年山梨県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第十条第四項」を「第十条第五項」に改める。

(山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第六条 山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則(平成十一年山梨県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十一条第一項各号」を「第十二条第一項各号」に改め、同条第二項中「第十一条第一項後段」を「第十二条第一項後段」に改める。

第二号様式中「第11条第1項の」を「第12条第1項の」に、「第11条第1項第2号」を「第12条第1項第2号」に改める。

第三号様式中「第11条第1項第2号」を「第12条第1項第2号」に改める。

(山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第七条 山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例施行規則(平成二十二年山梨県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第十条第四項」を「第十条第五項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第五号

山梨県自然環境保全条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県自然環境保全条例施行規則等の一部を改正する規則

(山梨県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県自然環境保全条例施行規則(昭和四十七年山梨県規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出し中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改め、同項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に、「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発

法人森林研究・整備機構法」に、「第九条第一項及び第十一条第一項」を「及び第十条第一項」に改める。

(山梨県景観条例施行規則の一部改正)

第二条 山梨県景観条例施行規則(平成二年山梨県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出し中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改め、同項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に、「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「第九条第一項及び第十一条第一項」を「及び第十条第一項」に改める。

(山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例施行規則(平成二十四年山梨県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第四項第一号口中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県規則第六号

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則(平成九年山梨県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条に次の一項を加える。

2 条例第五十四条の二第一項の規定により知事が準特定優良賃貸住宅の管理の業務を行う場合における当該知事が行う業務についての前項の規定の適用については、同項中「、第二条第一項、第五条(第一項を除く)、第七条から第十条まで、第十一条(第二項を除く)、第十九条並びに第二十条第一項及び第三項」とあるのは「、第七条第一項」と、「これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第七条第一項中」とあるのは「、同項中」と、「条例第五十三条において読み替えて適用する条例第五条第三号に掲げる事由により指定管理者が入居者を募集しようとしている準

特定優良賃貸住宅」とあるのは「その者又は同居者の世帯構成からみて知事が入居者を募集しようとしている準特定優良賃貸住宅に当該入居者が入居することが適切であることを理由として当該準特定優良賃貸住宅」と、「条例第五十三条において読み替えて適用する条例第五条第四号に掲げる事由により」とあるのは「準特定優良賃貸住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となることを理由として」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番